第七条に次の一項を加える。

4　事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

第八条第一項中「除染等業務」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。）以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。）」を、「、除染等作業」の下に「（特定汚染土壌等取扱作業にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「除染等業務従事者」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において従事するものを除く。以下この条、次条、第二十条から第二十三条まで及び第二十八条第二項において同じ。）」を加える。

第十条中「業務」の下に「又は特定汚染土壌等取扱業務」を加え、「次条第二項及び第二十四条において」を「以下」に改める。

「第四章　汚染の防止」を削る。

第十二条の前に次の節名を付する。

第三節　汚染の防止

第十二条中「、除染等作業」の下に「（特定汚染土壌等取扱作業を除く。以下この条において同じ。）」を、「除染等業務従事者」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者を除く。）」を加える。

「第五章　特別の教育」を削る。

第十九条の前に次の節名を付する。

第四節　特別の教育

第十九条第一項第三号中「知識」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。）」を加え、同項第五号中「取扱い」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）」を加える。

「第六章　健康診断」を削る。

第二十条の前に次の節名を付する。

第五節　健康診断

第二十一条ただし書中「保存した後」の下に「又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　特定線量下業務における電離放射線障害の防止

第一節　線量の限度及び測定

（特定線量下業務従事者の被ばく限度）

第二十五条の二　事業者は、特定線量下業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2　事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の特定線量下業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第二十五条の三　事業者は、妊娠と診断された女性の特定線量下業務従事者の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき二ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（線量の測定）

第二十五条の四　事業者は、特定線量下業務従事者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2　前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。

3　第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部に、その他の女性にあっては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。

4　特定線量下業務従事者は、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

（線量の測定結果の確認、記録等）

第二十五条の五　事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある特定線量下業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

2　事業者は、前条第三項の規定による測定に基づき、次の各号に掲げる特定線量下業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一　男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計（五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあっては、三月ごと及び一年ごとの合計）

二　女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあっては、三月ごと及び一年ごとの合計）

三　妊娠中の女性の腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

3　事業者は、前項の規定による記録に基づき、特定線量下業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

第二節　特定線量下業務の実施に関する措置

（事前調査等）

第二十五条の六　事業者は、特定線量下業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定線量下作業を行う場所について、当該場所の平均空間線量率を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2　事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

（診察等）

第二十五条の七　事業者は、次の各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一　第二十五条の二第一項に規定する限度を超えて実効線量を受けた者

二　事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者

三　洗身等により汚染を四十ベクレル毎平方センチメートル以下にすることができない者

四　傷創部が汚染された者

2　事業者は、前項各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者があるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。